

改正 平成15年6月25日条例第29号

平成17年3月17日条例第2号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 実施機関における個人情報取扱事務（第6条—第13条）
- 第3章 実施機関が保有する個人情報（第14条—第31条）
- 第4章 不服申立て（第32条）
- 第5章 事業者が保有する個人情報（第33条）
- 第6章 個人情報保護審査会（第34条—第41条）
- 第7章 補則（第42条—第45条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び公正で民主的な町政の推進を図り、基本的人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）実施機関 町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- （2）個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、実施機関が管理する文書、図面、写真及び磁気テープその他これに類するものに記録されるもの又は記録されたものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。
- （3）事業者 事業を営む法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
- （4）公文書 浦幌町情報公開条例（平成13年浦幌町条例第19号）第2条第2号に規定する公文書をいう。
- （5）磁気テープ等 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報を記録した電子情報処理組織による処理に使用される磁気テープ、磁気ディスクその他一定の事項を記録しておくことができるこれらに類するものであつて、実施機関が管理しているものをいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報に係る権利利益の侵害の防止に関して必要な措置を講ずるとともに、個人に関する情報の保護について町民及び事業者の意識啓発に努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報保護制度に関する重要な事項を決定するときは、浦幌町個人情報保護審査会の意見を聴かななければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人に関する情報の保護の重要性を認識し、その取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（町民の責務）

第5条 町民は、個人に関する情報の保護の重要性を認識し、その取扱いに関しては相互に基本的人権を尊重し、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関における個人情報取扱事務

（個人情報取扱事務登録簿）

- 第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、必要な事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備えなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。
 - 3 前2項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務については、適用しない。
 - 4 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。
 - 5 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（収集の制限）

- 第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
 - 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき
 - (2) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に基づくとき
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき
 - (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
 - (5) 所在不明、心神喪失等の事由により本人から収集することができない場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が公益上の必要があると認めたとき
 - 4 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき又は浦幌町個人情報保護審査会の意見を聴いたうえで、個人情報取扱事務の目的を達成するために収集する必要があると実施機関が認めたときは、この限りではない。

（利用及び提供の制限）

- 第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を超えて個人情報を利用し、又は実施機関以外のものに対して個人情報を提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき
 - (2) 法令等に基づくとき
 - (3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、実施機関が公益上の必要があると認めたとき
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

（提供先に対する措置要求）

- 第9条 実施機関は、実施機関以外のものに対して個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

（電子情報処理組織の結合による提供の制限）

- 第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられる場合を除き、通信回線を用いて電子情報処理組織を結合する方法により、実施機関以外のものに個人情報を提供してはならない。

- 2 実施機関は、前項の方法により個人情報の提供をしようとするときは、あらかじめ浦幌町個人情報保護審査会の意見を聴かななければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

（適正な維持管理）

- 第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新のものに保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(委託に伴う措置等)

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託するときは、個人情報を保護するために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

- 2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、当該委託された事務の範囲内でのみ個人情報を取り扱うものとし、細心の注意をもって適正な管理に努めなければならない。
- 3 前項の事務に従事する者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(職員の義務)

第13条 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第3章 実施機関が保有する個人情報

(自己に関する個人情報の開示請求権)

第14条 何人も、実施機関に対し、その保有する自己に関する個人情報（第6条第3項に規定する事務に係るものを除く。以下同じ。）の開示（当該個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。第20条を除き、以下同じ。）の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第15条 開示請求しようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 開示請求しようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明する書類で、実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示請求に対する決定)

第16条 実施機関は、前条第1項の開示請求書の提出があったときは、提出があった日の翌日から起算して14日以内に、当該開示請求に係る個人情報を開示する旨又は開示しない旨の決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、当該決定に係る開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、速やかにその内容を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の決定が開示請求に係る個人情報を開示しない旨の決定（第20条の規定による部分開示の決定を含む。）であるときは、その理由を前項の書面に付記しなければならない。この場合において、当該個人情報の全部又は一部について開示可能となる時期が明らかであるときは、併せてその旨を付記しなければならない。
- 4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、延長する旨及びその理由を開示請求者に対し、速やかに通知しなければならない。

(第三者に関する情報)

第17条 実施機関は、前条第1項の決定をする場合において、開示請求に係る個人情報に開示請求者以外のものに関する情報が含まれている場合であって必要があると認めるときは、当該開示請求者以外のものの意見を聴くものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により開示請求者以外のものの意見を聴いた場合において、個人情報の開示をすることと決定したときは、速やかにその旨を当該開示請求者以外のものに通知するものとする。

(開示をしてはならない個人情報)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報について、法令等の規定により明らかに開示することができないとされているときは、当該個人情報の開示をしてはならない。

(開示をしないことができる個人情報)

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の開示をしないことができる。

- (1) 開示請求者以外の個人に関する個人情報を含む場合であって、開示をすることにより、当該個人の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるとき
- (2) 法人等に関して記録された情報を含む場合であって、開示することにより、当該法人等の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれると認められるとき
- (3) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるとき
- (4) 町と国若しくは地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示することが当該協議及び依頼の条件又は趣旨に反することにより、国等との協力関係が著しく損なわれると認められるとき
- (5) 町又は国等の事務又は事業に係る意思形成過程において、町の機関内部若しくは町の機関相互間又は町の機関と国等の機関との間における審議、協議、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示をすることにより、当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められるとき
- (6) 監査、検査、調査、取締り、争訟その他の町又は国等の事務又は事業に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の公正若しくは円滑な執行を著しく困難にするおそれがあるとき
- (7) 診療、指導、判定、評価、選考、相談等その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であって、開示することにより当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずると認められるとき

(個人情報の部分開示)

第20条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に前条各号のいずれかに該当する個人情報が含まれている場合において、その部分を容易に、かつ、当該開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、その部分を除いた部分について個人情報の開示をするものとする。

(個人情報の開示の実施)

第21条 個人情報の開示は、実施機関が第16条第2項の通知の際に指定した日時及び場所において、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により開示するものとする。

- (1) 公文書に記録されている個人情報 当該公文書の閲覧又は写しの交付
- (2) 磁気テープ等に記録されている個人情報 当該磁気テープ等から現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力したものの閲覧又は写しの交付
- (3) 録画テープ又は録音テープに記録されている個人情報 当該録画テープ又は録音テープの視聴

2 実施機関は、公文書に記録されている個人情報を開示する場合において、当該公文書が汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき、前条の規定による部分開示をするときその他合理的な理由があるときは、当該公文書の閲覧による開示に代えて、当該公文書の写しにより開示することができる。

3 第15条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(口頭による開示請求)

第22条 実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第15条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。

2 実施機関は、前項に規定する口頭による開示請求があったときは、第16条第1項の規定にかかわらず、直ちに当該個人情報の開示をするものとする。この場合において、個人情報の開示は、前条の規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法により行うものとする。

(自己に関する個人情報の訂正請求権)

第23条 何人も、第21条の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に係る事実と誤りがあると

認めるときは、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 第14条第2項の規定は、前項の訂正請求について準用する。

（訂正請求の手続）

第24条 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 訂正を求める箇所
- (3) 訂正を求める内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第15条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

（訂正請求に対する決定）

第25条 実施機関は、前条第1項の訂正請求書の提出があったときは、提出があった日の翌日から起算して30日以内に、当該訂正請求に係る個人情報に関して必要な調査を行い、当該個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、当該決定に係る訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、速やかにその内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定が訂正請求に係る個人情報の訂正をする旨の決定であるときは、当該訂正請求に係る個人情報を訂正したうえで、前項の通知をしなければならない。

4 実施機関は、第1項の決定が訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定であるときは、その理由を第2項の書面に付記しなければならない。

5 第16条第4項の規定は、訂正請求について準用する。

（自己に関する個人情報の取扱いの是正の申出）

第26条 何人も、実施機関が行う自己に関する個人情報の取扱いがこの条例の規定に違反していると認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の取扱いの是正の申出（以下「是正の申出」という。）をすることができる。

2 第14条第2項規定は、是正の申出について準用する。

（是正の申出の手続）

第27条 是正の申出をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した是正申出書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 是正の申出に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 是正を求める内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第15条第2項の規定は、是正の申出について準用する。

（是正の申出に対する措置）

第28条 実施機関は、前条第1項の是正申出書の提出があったときは、遅滞なく、是正の申出に係る個人情報の取扱いに関して必要な調査を行ったうえで当該是正の申出に対する処理を行い、その処理の内容を同項の是正申出書を提出した者に書面により通知しなければならない。

（是正の再申出）

第29条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る処理の内容に不服があるときは、実施機関に対し、是正の再申出をすることができる。

2 第14条第2項、第15条第2項、第27条第1項及び前条の規定は、是正の再申出について準用する。

3 実施機関は、是正の再申出に対する処理を行うときは、あらかじめ浦幌町個人情報保護審査会の意見を聴かななければならない。

（苦情の申出の処理）

第30条 実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

(費用の負担)

第31条 この条例の規定に基づく個人情報の開示に係る閲覧の手数料は、無料とする。ただし、写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

第4章 不服申立て

(不服申立てに関する手続)

第32条 実施機関は、第16条第1項又は第25条第1項の決定について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合においては、当該不服申立てが不適法なものであるときを除き、浦幌町個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定又は裁決を行うものとする。

第5章 事業者が保有する個人情報

(事業者に対する指導等)

第33条 町長は、個人情報の保護のために必要があると認めるときは、事業者に対し適切な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

第6章 個人情報保護審査会

(審査会の設置)

第34条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を行わせるため、町長の附属機関として、浦幌町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、町長の諮問に応じこの条例の運営に関する事項を調査審議し、又は個人情報保護制度の在り方について町長に意見を述べることができる。

(審査会の組織)

第35条 審査会は、浦幌町情報公開条例第16条第1項から第4項までの規定により任命された委員で組織する。

(審査会の会長及び副会長)

第36条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第37条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審査会の会議は、非公開とする。

(審査会の庶務)

第38条 審査会の庶務は、総務課において行う。

(不服申立人等からの意見等の聴取等)

第39条 審査会は、その権限に属する事項の審議を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、実施機関の職員その他関係者から意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。

(秘密の保持)

第40条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(会長への委任)

第41条 第34条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第7章 補則

(他の制度との調整)

第42条 この条例は、法令等（浦幌町情報公開条例を除く。）の規定により、開示又は訂正等の手続きが定められている個人情報については、適用しない。

2 この条例は、浦幌町図書館その他これに類する町の施設が一般の利用に供することを目的として保有している個人情報については、適用しない。

(運用状況の公表)

第43条 町長は、年1回、各実施機関におけるこの条例の運用の状況を取りまとめて公表するものと

する。

(出資法人等の責務)

第44条 町が出資する法人等及び町から補助金等を受けている団体等は、この条例の規定に基づく実施機関が保有する個人情報の保護に関する施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第45条 この条例（第34条から第41条を除く。）の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 浦幌町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（平成2年浦幌町条例第19号）は、廃止する。

附 則 （平成15年6月25日条例第29号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成15年7月1日から施行する。

附 則 （平成17年3月17日条例第2号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成17年4月1日から施行する。